

上山市議会会議録

第 5 0 9 回定例会

予算特別委員会

(令和 3 年 3 月 9 日)

上山市議会第509回定例会
〔令和3年度3月予算特別委員会会議録〕
(第 4 日)

令和3年3月9日(火曜日)

本日の会議に付した事件

- 議第 9 号 令和3年度上山市介護保険特別会計予算
議第10号 令和3年度上山市浄化槽事業特別会計予算
議第11号 令和3年度上山市後期高齢者医療特別会計予算
議第12号 令和3年度上山市産業団地整備事業特別会計予算
議第13号 令和3年度上山市水道事業会計予算
議第14号 令和3年度上山市下水道事業会計予算

出席委員氏名

出席委員(15人)

谷 江 正 照 委員	石 山 正 明 委員
佐 藤 光 義 委員	守 岡 等 委員
高 橋 要 市 委員	棚 井 裕 一 委員
尾 形 み ち 子 委員	長 澤 長右衛門 委員
川 口 豊 委員	中 川 と み 子 委員
神 保 光 一 委員	枝 松 直 樹 委員
川 崎 朋 巳 委員	高 橋 義 明 委員
大 沢 芳 朋 委員	

欠席委員(0人)

説明のため出席した者

横 戸 長 兵 衛 市 長	山 本 幸 靖 副 市 長
尾 形 俊 幸 庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局局長	富 士 英 樹 市政戦略課長

平	吹	義	浩	財 政 課 長	前	田	豊	孝	税 務 課 長
木	村	昌	光	市民生活課長	鈴	木	直	美	健康推進課長
鏡		裕	一	福 祉 課 長	齋	藤	智	子	子ども子育て課長
鈴	木	英	夫	商 工 課 長	佐	藤		毅	観 光 課 長
漆	山		徹	農林夢づくり課長 (併) 農業委員会 事務局 長	須	貝	信	亮	建 設 課 長
秋	葉	和	浩	上下水道課長	武	田		浩	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
佐	藤	浩	章	消 防 長	古	山	茂	満	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長
土	屋	光	博	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	遠	藤		靖	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長
大	澤	泰	雄	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	高	橋	秀	典	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長
大	和		啓	監 査 委 員	舟	越	信	弘	監 査 委 員 会 長 監 査 委 員 会 長

事 務 局 職 員 出 席 者

金	沢	直	之	事 務 局 長	鈴	木	淳	一	副 主 幹
渡	邊	高	範	主 査	齋	藤	理	恵	主 任

午前１０時００分 開 議

議第９号 令和３年度上山市介護
保険特別会計予算

開 議

○棚井裕一委員長 おはようございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

本日は、特別会計予算、公営企業会計予算の審査を行います。

○棚井裕一委員長 それでは、議第９号令和３年度上山市介護保険特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第９号令和３年度上山市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の１６７ページをお開き願います。

令和3年度上山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億4,400万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定めるものであります。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、182ページ、183ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費5,076万7,000円は、前年度対比501万2,000円の増であります。一般管理費では、電算システムの処理業務委託料などを計上したものであります。そのほか職員人件費であります。

2項1目賦課徴収費289万6,000円は前年度対比7万円の増であります。介護保険料の賦課徴収を行うための所要額を計上したものであります。

3項1目介護認定審査会費431万4,000円は、前年度対比37万3,000円の減で

ありますが、介護認定審査会の運営経費を計上したものであります。

2目認定調査等費2,428万5,000円は、前年度対比48万7,000円の減であります。介護認定調査員の報酬、介護認定に係る主治医意見書の手数料、介護認定調査業務の委託料などを計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目趣旨普及費3万6,000円は、前年度と同額であります。介護保険事業のパンフレットなどを作成する費用を計上したものであります。

5項1目運営協議会費26万5,000円は、前年度と同額であります。介護保険事業運営協議会の開催費用を計上したものであります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費13億2,366万2,000円は、前年度対比1億3,447万8,000円の減であります。在宅において介護サービスを利用した場合に給付するもので、通所介護サービスなどの各種サービスの利用者見込みにより計上したものであります。

2目特例居宅介護サービス給付費50万円は、前年度と同額であります。緊急やむを得ない理由で、要介護認定前に居宅介護サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

3目地域密着型介護サービス給付費8億1,665万4,000円は、前年度対比1億3,623万1,000円の増であります。地域密着型特別養護老人ホームなどの各種サービス見込みにより計上したものであります。

4目特例地域密着型介護サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に地域密着型介護サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

5目施設介護サービス給付費12億7,190万6,000円は、前年度対比5,815万円の増であります。介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設の給付費を計上したものであります。

6目特例施設介護サービス給付費50万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に施設介護サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

7目居宅介護福祉用具購入費422万4,000円は、前年度対比43万9,000円の増であります。入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る給付費を計上したものであります。

8目居宅介護住宅改修費718万9,000円は、前年度対比647万2,000円の減であります。手すりなどの住宅改修に係る給付費を計上したものであります。

9目居宅介護サービス計画給付費1億5,996万5,000円は、前年度対比1,081万9,000円の減であります。居宅介護支援事業所の介護サービス計画作成費用に係る給付費を計上したものであります。

10目特例居宅介護サービス計画給付費10万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に居宅介護サービス計画を利用した場合の給付費を計上したものであります。

2項1目介護予防サービス給付費8,006万円は、前年度対比2,089万8,000円の増であります。在宅において利用する介護予防通所リハビリテーションなどの介護予防サービス給付費を計上したものであります。

2目特例介護予防サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に介護予防サービスを利用した場合の給付費を計上

したものであります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費1,518万6,000円は、前年度対比16万3,000円の増であります。介護予防小規模多機能型居宅介護などの給付費を計上したものであります。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に地域密着型介護予防サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

5目介護予防福祉用具購入費158万7,000円は、前年度対比75万6,000円の増であります。入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る給付費を計上したものであります。

6目介護予防住宅改修費1,193万4,000円は、前年度対比650万1,000円の増であります。手すりなどの住宅改修に係る給付費を計上したものであります。

7目介護予防サービス計画給付費1,319万7,000円は、前年度対比168万7,000円の増であります。介護予防支援事業所の介護予防サービス計画作成費用に係る給付費を計上したものであります。

8目特例介護予防サービス計画給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に介護予防サービス計画を利用した場合の給付費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目審査支払手数料415万円は、前年度と同額であります。保険給付費の請求審査手数料を計上したものであります。

4項1目高額介護サービス費8,091万円は、前年度対比974万7,000円の増であります。利用者負担額が高額になった場合に支給するサービス費を計上したものであります。

2目高額介護予防サービス費22万円は、前年度と同額であります。要支援の方を対象に支給する高額サービス費を計上したものであります。

5項1目高額医療合算介護サービス費1,466万円は、前年度対比180万2,000円の増であります。医療と介護の利用者負担額が高額になった場合に支給するサービス費を計上したものであります。

2目高額医療合算介護予防サービス費22万円は、前年度と同額であります。要支援の方を対象に支給する高額医療合算サービス費を計上したものであります。

6項1目市町村特別給付費1,430万円は、前年度と同額であります。紙おむつ支給に係る経費を計上したものであります。

7項1目特定入所者介護サービス費1億8,236万6,000円は、前年度対比2,033万5,000円の増であります。介護老人福祉施設などを利用した場合の食費及び居住費について、低所得者の負担軽減を図るため支給するサービス費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

2目特例特定入所者介護サービス費5万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に施設などの食費及び居住費のサービスを利用した場合に支給するサービス費を計上したものであります。

3目特定入所者介護予防サービス費45万円は、前年度対比20万円の増であります。要支援の方が短期入所生活介護などを利用した場合の食費等について、低所得者の負担軽減を図るため支給するサービス費を計上したものであります。

4目特例特定入所者介護予防サービス費5万

円は、前年度と同額であります。要支援認定前に短期入所生活介護などを利用した場合の食費等について支給するサービス費を計上したものであります。

3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金50万円は、前年度と同額であります。預金利子などを介護給付費準備基金に積み立てるため計上したものであります。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（1号訪問・通所・生活支援）7,906万7,000円は、前年度対比369万8,000円の増であります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る要支援者及び事業対象者を対象に訪問型、通所型サービスなどを実施するため、給付費などの事業費を計上したものであります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費867万3,000円は、前年度対比163万4,000円の減であります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防ケアプラン作成相談業務などを地域包括支援センターに委託するための委託料として計上したものであります。

2項1目一般介護予防事業費2,028万2,000円は、前年度対比119万2,000円の増であります。一般高齢者を対象とした転倒予防教室などのほか、水中ストレッチ運動教室などを実施するための委託料などの事業費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目総合相談事業費1,178万6,000円は、前年度対比8万4,000円の増であります。高齢者の総合的な相談業務に関する事業を地域包括支援センターに委託する委託料及びコンピューターの借り上げ料を計上したものであります。

2目権利擁護事業費458万7,000円は、前年度対比18万3,000円の増であります。が、高齢者の権利擁護に関する事業を地域包括支援センターに委託する委託料を計上したものであります。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,100万1,000円は、前年度対比34万1,000円の増であります。が、介護支援専門員などに対する個別相談や関係機関との協力支援体制を確立するための事業を地域包括支援センターに委託する委託料及び電算システム保守管理委託料を計上したものであります。

4目任意事業費669万4,000円は、前年度と同額であります。が、認知症高齢者等見守り事業、配食サービス事業などの委託料などを計上したものであります。

5目在宅医療・介護連携推進事業費51万7,000円は、前年度と同額であります。が、在宅医療と介護の連携を推進するため、関係機関による研修会の開催やパンフレットを作成する費用を計上したものであります。

6目生活支援体制整備事業費451万9,000円は、前年度対比19万円の増であります。が、高齢者の生活支援の体制整備に向け生活支援コーディネーターを配置するため、社会福祉協議会への委託料などの経費を計上したものであります。

7目認知症総合支援事業費671万5,000円は、前年度と同額であります。が、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを設置するための委託料等を計上したものであります。

8目地域ケア会議事業費21万9,000円は、前年度と同額であります。が、サービス利用者の自立に向け、多職種協働でケアプランの点

検、検討を行う自立支援型地域ケア会議の開催に係る経費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目審査支払手数料40万円は、前年度と同額であります。が、地域支援事業費の請求審査手数料を計上したものであります。

5款公債費1項1目利子25万円は、前年度と同額であります。が、一時借入金の利子を計上したものであります。

6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金110万円は、前年度と同額であります。が、被保険者の資格喪失などに伴う保険料の還付金を計上したものであります。

2目第1号被保険者還付加算金1万円は、前年度と同額であります。が、還付に伴う加算金を計上したものであります。

3目償還金1万円は、前年度と同額であります。が、国庫支出金精算返還金を計上したものであります。

7款予備費1項1目予備費66万7,000円は、前年度対比13万4,000円の増であります。が、予備費として計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

176ページ、177ページをお開き願います。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料7億8,922万8,000円は、前年度対比9万7,000円の減であります。が、第1号被保険者の保険料所得段階区分見込みにより計上したものであります。

1節現年度分特別徴収保険料7億4,013万5,000円は、第1号被保険者の年金から特別徴収する見込額を計上し、2節現年度分普通徴収保険料4,759万3,000円は、市

が直接徴収する見込額を、3節滞納繰越分普通徴収保険料150万円は、過年度における滞納繰越介護保険料の徴収見込額を計上したものです。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料5万円は、前年度と同額であります。介護保険料徴収に係る督促手数料であります。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金7億2,082万8,000円は、前年度対比1,763万3,000円の増であります。1節現年度分7億2,081万8,000円は、保険給付費に国の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2項1目調整交付金2億7,532万9,000円は、前年度対比336万9,000円の増であります。1節現年度分2億7,531万9,000円は、保険給付費の実績見込みにより計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2,711万5,000円は、前年度対比81万4,000円の増であります。1節現年度分2,710万5,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に国の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合以外地域支援）1,773万4,000円は、前年度対比30万7,000円の増であります。1節現年度分1,772万4,000円は、包括的支援事業・任意事業に国の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

であります。

4目介護保険事業費補助金99万円は、前年度対比49万5,000円の増であります。システム改修事業費に国の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金10億7,734万7,000円は、前年度対比2,838万7,000円の増であります。1節現年度分10億7,733万7,000円は、保険給付費に第2号被保険者の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2目地域支援事業支援交付金2,928万3,000円は、前年度対比87万9,000円の増であります。1節現年度分2,927万3,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に第2号被保険者の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金5億7,598万6,000円は、前年度対比1,653万6,000円の増であります。1節現年度分5億7,597万6,000円は、保険給付費に県の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,355万2,000円は、前年度対比40万7,000円の増であります。介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に県の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合以外地域支援）886万2,000円は、前年度対比15万4,000円の増であります。包括的支援事業・任意事業費に県の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

6款財産収入1項1目利子及び配当金50万円は、前年度と同額であります。介護給付費準備基金の利子であります。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金5億7万7,000円は、前年度対比1,314万2,000円の増であります。1節現年度分5億6万7,000円は、保険給付費に市の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,355万2,000円は、前年度対比40万7,000円の増であります。介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に市の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合以外地域支援）886万2,000円は、前年度対比15万4,000円の増であります。包括的支援事業・任意事業費に市の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

4目低所得者保険料軽減繰入金3,768万6,000円は、前年度対比59万8,000円の減であります。低所得者保険料軽減に係る繰入金を計上したものであります。

5目その他の一般会計繰入金8,177万3,000円は、前年度対比17万7,000円の増であります。職員人件費を含む事務費繰入金を計上したものであります。

2項1目介護給付費準備基金繰入金6,51

9万6,000円は、前年度対比2,783万4,000円の増であります。介護給付費準備基金からの繰入金を計上したものであります。

8款繰越金1項1目繰越金1万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

9款諸収入1項1目第1号被保険者延滞金1万円は、前年度と同額であります。保険料に係る延滞金を存目程度計上したものであります。

2項1目預金利子1万円は、前年度と同額であります。預金利子を存目程度計上したものであります。

3項1目第三者納付金1万円は、前年度と同額であります。交通事故等の第三者の行為によって生じる納付金を存目程度計上したものであります。

2目雑入1万円は、前年度と同額であります。他市町村からの介護保険認定調査料などを存目程度計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、一時借入金及び歳出予算の流用を一括して行います。

質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 要介護認定者の障害者控除の件についてお尋ねします。

介護保険のこの要介護認定を受けている方は、ちょうど今確定申告のさなかですけれども、障害者控除を行うことができるということで、ただ、実際ほとんど知られていないのが実情ではないかと思うんです。本市の場合、要介護認定者にこの制度の通知を行っているかどうか。あるいは、この制度の捕捉率というか、どれぐら

い利用しているか、ちょっと難しいかもしれませんが、分かれば教えてください。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 障害者控除、特別控除の対象者対応につきましては、認定者に対しては、認定通知時にチラシを全ての方に同封をしております。また、市報でも周知をしておりますので、必要な方への周知はできていると思っております。

なお、捕捉率につきましては、現状把握するのはちょっと難しいと思っております。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 チラシと市報でも通知しているということで納得しました。

この制度を知っているか知らないかで、控除額に75万円の差が出たと。これは要介護3の方でしたけれども。それによって、介護保険料とか国税保にも非常に大きく影響して、かなり安くなったという声もありますので、ぜひ推進のほうを徹底していただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第9号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第9号令和3年度上山市介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第10号 令和3年度上山市浄化槽事業特別会計予算**

○棚井裕一委員長 次に、議第10号令和3年度上山市浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第10号令和3年度上山市浄化槽事業特別会計予算について御説明申し上げます。

196ページをお開き願います。

令和3年度上山市の浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,900万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。が、重複説明を避けるため、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、205ページ、206ページをお開き願います。

1款浄化槽事業費1項1目浄化槽管理費1,343万1,000円は、前年度対比45万5,000円の増であります。市管理浄化槽の修繕費、保守点検や清掃に係る委託料などを計上するものであります。

2款公債費1項1目元金395万6,000円は、前年度対比8万4,000円の増であり

ますが、市債償還元金を計上するものであります。

2目利子150万4,000円は、前年度対比8万4,000円の減であります。市債利子を計上するものであります。

3款予備費1項1目予備費10万9,000円は、前年度対比5万5,000円の減とするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、203ページ、204ページにお戻り願います。

1款使用料及び手数料1項1目浄化槽使用料921万円は、前年度対比30万円の減であります。浄化槽使用料を計上するものであります。

2項1目督促手数料3,000円は、前年度と同額であります。督促に係る手数料を計上するものであります。

2款繰入金1項1目繰入金976万7,000円は、前年度対比70万円の増であります。一般会計繰入金を計上するものであります。

3款繰越金1項1目繰越金1万円は、前年度と同額を計上するものであります。

4款諸収入1項1目市預金利子1万円は、前年度と同額を計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願います。

**○棚井裕一委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○棚井裕一委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、議第10号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○棚井裕一委員長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第10号令和3年度上山市浄化槽事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○棚井裕一委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第11号 令和3年度上山市後期
高齢者医療特別会計予
算**

○棚井裕一委員長 次に、議第11号令和3年度上山市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第11号令和3年度上山市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の207ページをお開き願います。

令和3年度上山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,300万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条

の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、218ページ、219ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費318万8,000円は、前年度と同額であります。被保険者証の郵送料、コンピューターシステムの保守業務委託料などの管理経費を計上したものであります。

2項1目徴収費205万7,000円は、前年度対比10万9,000円の増であります。保険料通知書の郵送料、使用料及び賃借料を計上したものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4億4,448万5,000円は、前年度対比959万6,000円の減であります。保険料等負担金などの納付金を計上したものであります。

3款公債費1項1目利子10万円は、前年度と同額であります。一時借入金の利子を計上したものであります。

4款諸支出金1項1目還付加算金1万円は、前年度と同額であります。保険料の還付加算金を計上したものであります。

2目過誤納還付金100万円は、前年度と同額であります。過年度に納付された保険料の還付金を計上したものであります。

5款予備費1項1目予備費216万円は、前年度対比51万3,000円の減であります。予備費として計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

214ページ、215ページをお開き願いま

す。

1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料2億6,337万7,000円は、前年度対比735万3,000円の減であります。被保険者数等の見込みにより計上したものであります。

2目普通徴収保険料6,609万1,000円は、前年度対比177万9,000円の減であります。1節現年度分6,563万5,000円は、普通徴収者の軽減措置等を勘案して計上し、2節滞納繰越分45万6,000円は、収納見込額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料5万円は、前年度と同額であります。後期高齢者医療保険料の徴収に係る督促手数料を計上したものであります。

3款繰入金1項1目事務費繰入金1,814万8,000円は、前年度対比8万9,000円の減であります。広域連合の事務費負担に係る繰入金を計上したものであります。

2目保険基盤安定繰入金9,685万9,000円は、前年度対比37万5,000円の減であります。保険料の軽減措置に対する繰入金として計上したものであります。

3目その他繰入金791万5,000円は、前年度対比40万4,000円の減であります。一般管理費及び徴収費等の経費に対する繰入金として計上したものであります。

4款繰越金1項1目繰越金1万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上したものであります。

5款諸収入1項1目延滞金1万円は、前年度と同額であります。保険料に係る延滞金を存目程度計上したものであります。

2項1目還付加算金1万円は、前年度と同額

であります、広域連合からの還付加算金を計上したものであります。

2目保険料還付金50万円は、前年度と同額であります、広域連合からの保険料還付金を計上したものであります。

3項1目預金利子1万円は、前年度と同額であります、預金利子を存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目雑入2万円は、前年度と同額であります、広域連合の事務費負担金に係る決算剰余金等を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第11号議案に対する質疑を終わいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第11号令和3年度上山市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第12号 令和3年度上山市産業  
団地整備事業特別会計  
予算**

○棚井裕一委員長 次に、議第12号令和3年度上山市産業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。商工課長。

〔鈴木英夫商工課長 登壇〕

○鈴木英夫商工課長 命によりまして、議第12号令和3年度上山市産業団地整備事業特別会計予算について御説明申し上げますので、予算書の222ページをお開き願います。

令和3年度上山市の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,700万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」によるものであります。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、232ページ、

233ページをお開き願います。

1款産業団地整備事業費1項1目産業団地整備事業費3,000万円は、前年度対比9,810万円の減であります。産業団地への十分な配水量を確保するため、水源を河崎配水池から三上配水池に切り替えるための水道布設等工事負担金を計上するものであります。

2款公債費1項1目元金3億110万円は、前年度対比皆増であります。立地予定企業からの土地売却収入を財源として、市債の繰上償還元金を計上するものであります。

2目利子510万円は、前年度対比35万円の減であります。市債及び一時借入金利子を計上するものであります。

3款予備費1項1目予備費80万円は、前年度対比65万円の減であります。予備費として計上するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして、230ページ、231ページをお開き願います。

1款財産収入1項1目不動産売却収入3億150万1,000円は、前年度対比皆増であります。産業団地分譲収入を計上するものであります。

2款繰入金1項1目一般会計繰入金549万9,000円は、前年度対比150万1,000円の減であります。一般会計繰入金を計上するものであります。

3款市債1項1目産業団地整備事業債3,000万円は、前年度対比9,800万円の減であります。水道布設等工事負担金に充当する市債を計上するものであります。

最後に、第2表地方債について御説明申し上げますので、前に戻りまして225ページをお開き願います。

第2表地方債であります。起債の目的は産業団地整備事業で、限度額は3,000万円とするものであります。

起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行によるものとし、利率につきましては、借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとし、ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、地方債及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 先ほどの水源の変更についてのところをもう少し詳しくお知らせをいただきたいということ、それから、この産業団地の関係で、令和3年で終わるんですか。いつまでこれを継続するのか伺います。

○棚井裕一委員長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 まず第1点目の水道布設等工事負担金の具体的な内容でありますけれども、かみのやま温泉インター産業団地のエリアにつきましては、現在河崎配水池から給水を行うエリアになってございますけれども、通常の工業活動、企業活動を行う中では水源は十分ではあるんですけれども、消火栓についてです。火事になった場合、消火栓を一斉に開けた場合には水量に不足が見込まれるというようなこと

でございますので、かみのやま温泉インター産業団地のエリア全体を三上の配水池から水を供給するように切り替えるというものでありまして、具体的に三上から水量を確保しますと圧力が高くなるものですから、三上地内に減圧弁という施設を設けると、そういった工事内容を予定してございます。

それから、産業団地整備事業特別会計の会計年度の関係でございますけれども、基本的には令和3年度に全て売却するというふうになってくると利息分だけの負担となってきた、その後元金が全部なくなるという状況になりますけれども、全部売れると仮定すれば閉じることができますけれども、もし売れないという場合には、その後も利息相当分の残りが出てくるという形でございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。  
以上で、議第12号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。  
採決いたします。

議第12号令和3年度上山市産業団地整備事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。  
よって、議第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時52分 休 憩

午前11時02分 開 議

○棚井裕一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 議第13号 令和3年度上山市水道事業会計予算

○棚井裕一委員長 次に、議第13号令和3年度上山市水道事業会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第13号令和3年度上山市水道事業会計予算について御説明申し上げますので、予算書の1ページをお開き願います。

総則、第1条、令和3年度上山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとするものであります。第1号、給水戸数1万600戸、第2号、年間給水量365万立方メートル、第3号、1日平均給水量1万立方メートル、第4号、主な建設改良事業、配水管布設替工事等。

収益的收入及び支出、第3条、収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

収入、第1款水道事業収益は7億7,600万円とするもので、内訳は、第1項営業収益7億3,513万5,000円、第2項営業外収益4,083万5,000円などであります。

支出、第1款水道事業費用は7億6,800万円とするもので、内訳は、第1項営業費用7

億3,060万円、第2項営業外費用3,700万円などであります。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,000万円は、過年度分損益勘定留保資金1億6,096万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1,903万3,000円及び減債積立金1,000万円で補填するものであります。

収入、第1款資本的収入は1億4,400万円とするもので、内訳は、第1項企業債5,000万円、第3項他会計負担金1,597万6,000円、第4項工事負担金6,650万円などであります。

次のページを御覧願います。

支出、第1款資本的支出は3億3,400万円とするもので、内訳は、第1項建設改良費2億6,178万3,000円、第2項企業債償還金7,221万7,000円であります。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるものであります。

水道事業子育て世帯補助金について、令和4年度から令和8年度の限度額を、令和4年1月から補助終了月までの間に支払う水道料金の2分の1相当額の累計額とするものであります。

企業債、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものであります。

起債の目的は上水道事業、限度額を5,000万円とし、起債の方法は普通貸借又は証券発行によるものとし、利率は借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で

借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるとするものであります。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は、2億円と定めるものであります。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、営業費用と営業外費用の間、第2号、建設改良費と企業債償還金の間とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬとするものであります。

第1号、職員給与費7,931万5,000円、第2号、交際費2万円であります。

たな卸資産購入限度額、第10条、たな卸資産の購入限度額は1,000万円と定めるものであります。

次は実施計画であります。重複説明を避けるため実施計画明細書で御説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款水道事業収益7億7,600万円は、前年度対比3,300万円の減であります。

1 項営業収益は、7 億 3, 5 1 3 万 5, 0 0 0 円で、前年度対比 1, 0 8 3 万 5, 0 0 0 円の減であります。

1 目給水収益 7 億 3 2 3 万円は、前年度対比 1, 0 6 7 万円の減であります。水道料金を計上するものであります。

2 目一般会計負担金 1, 4 0 2 万 2, 0 0 0 円は、前年度対比 1 6 万 5, 0 0 0 円の減であります。消火栓維持管理負担金などを計上するものであります。

3 目受託工事収益 1 万円は、前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

4 目その他営業収益 3 2 7 万 3, 0 0 0 円は、前年度と同額で、設計審査や工事検査などの手数料などを計上するものであります。

5 目受託金 1, 4 6 0 万円は、前年度と同額で、下水道使用料徴収事務受託金を計上するものであります。

2 項営業外収益は 4, 0 8 3 万 5, 0 0 0 円で、前年度対比 2, 2 1 6 万 5, 0 0 0 円の減であります。

1 目受取利息及び配当金 3 0 万円は前年度対比 5 万円の増であります。預金利息を計上するものであります。

2 目長期前受金戻入 4, 0 4 4 万 4, 0 0 0 円は、前年度対比 2, 2 1 9 万 4, 0 0 0 円の減であります。減価償却等に伴う戻入額を計上するものであります。

3 目雑収益 9 万 1, 0 0 0 円は、前年度対比 2 万 1, 0 0 0 円の減であります。存目程度を計上するものであります。

3 項特別利益 3 万円は、前年度と同額であります。

1 目固定資産売却益 1 万円、2 目過年度損益修正益 1 万円、3 目その他特別利益 1 万円は、

前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

1 8 ページ、1 9 ページをお開き願います。

支出について御説明申し上げます。

1 款水道事業費用 7 億 6, 8 0 0 万円は、前年度対比 2, 4 0 0 万円の減であります。

1 項営業費用は 7 億 3, 0 6 0 万円で、前年度対比 2, 2 8 0 万円の減であります。

1 目原水及び浄水費 3 億 4, 9 8 3 万 5, 0 0 0 円は、前年度対比 8 6 万 9, 0 0 0 円の減であります。ポンプなどの動力費、設備管理委託料、受水費などのほか、職員人件費を計上するものであります。

2 目配水及び給水費 8, 2 0 0 万 4, 0 0 0 円は、前年度対比 1 3 0 万円の減であります。施設修理費、調査業務委託料などのほか、職員人件費を計上するものであります。

3 目受託工事費 1 3 万円は、前年度と同額で存目程度を計上するものであります。

2 0 ページ、2 1 ページをお開き願います。

4 目総係費 6, 1 3 2 万 1, 0 0 0 円は、前年度対比 2 8 1 万 6, 0 0 0 円の増であります。通信運搬費、金融機関の取扱手数料、検針業務委託料、子育て世帯補助金などのほか、職員人件費を計上するものであります。

5 目減価償却費 2 億 3, 3 6 4 万 7, 0 0 0 円は、前年度対比 2, 4 8 3 万 9, 0 0 0 円の減であります。構築物などの減価償却費を計上するものであります。

6 目資産減耗費 3 2 0 万円は、前年度対比 1 3 0 万円の増であります。固定資産除却費などを計上するものであります。

7 目その他営業費用 4 6 万 3, 0 0 0 円は、前年度対比 9 万 2, 0 0 0 円の増であります。材料売却原価などを計上するものであります。

2項営業外費用は3,700万円で、前年度対比120万円の減であります。

1目支払利息2,522万5,000円は、前年度対比125万3,000円の減であります。企業債利息などを計上するものであります。

22ページ、23ページをお開き願います。

2目消費税1,140万円は、前年度と同額を計上するものであります。

3目雑支出37万5,000円は、前年度対比5万3,000円の増を計上するものであります。

3項特別損失1目貸倒損失は1万円で、前年度と同額を計上するものであります。

4項1目予備費は39万円で、前年度と同額とするものであります。

24ページ、25ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款資本的収入1億4,400万円は、前年度対比3,700万円の減であります。

1項1目企業債5,000万円は、前年度対比1,000万円の減であります。建設改良に充てる借入金を計上するものであります。

2項1目加入金211万4,000円は、前年度対比14万5,000円の増であります。給水装置新設等加入金を計上するものであります。

3項1目他会計負担金1,597万6,000円は、前年度対比5万5,000円の増であります。消火栓更新に係る負担金などを計上するものであります。

4項1目工事負担金6,650万円は、前年度対比800万円の減であります。配水管の新設工事などに係る負担金を計上するものであ

ります。

5項1目固定資産売却代金1万円は、前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

6項1目国庫補助金940万円は、前年度対比1,920万円の減であります。生活基盤施設耐震化等交付金を計上するものであります。支出について御説明申し上げます。

1款資本的支出3億3,400万円は、前年度対比8,000万円の減であります。

1項建設改良費は2億6,178万3,000円で、前年度対比8,301万1,000円の減であります。

1目配水管布設費2億5,720万9,000円は、前年度対比8,108万1,000円の減であります。配水管工事に係る設計業務委託料や工事請負費などを計上するものであります。

2目固定資産購入費165万円は、前年度対比110万円の増であります。漏水探知機購入費を計上するものであります。

3目リース債務支払額292万4,000円は、前年度対比303万円の減であります。リース料元本支払額を計上するものであります。

2項1目企業債償還金7,221万7,000円は、前年度対比301万1,000円の増であります。企業債元金償還金を計上するものであります。

次に、5ページにお戻り願います。

令和3年度上山市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について御説明申し上げます。

1業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益からその他流動負債の増減額までの小計2億2,807万6,000円に、利息及び配当金の受取額と利息の支払額を増減し、2億319万7,000円とするものであります。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出から国庫補助金等による収入までを合計し、マイナス1億2,134万6,000円とするものであります。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入からリース料の元本支払額までを合計し、マイナス2,487万5,000円とするものであります。

結果、資金の増加額は5,697万6,000円となり、資金の期首残高5億6,759万5,000円を加え、資金の期末残高を6億2,457万1,000円とするものであります。

次に、10ページをお開き願います。

令和3年度上山市水道事業予定貸借対照表について御説明申し上げます。

資産の部であります。1 固定資産は、(1) 有形固定資産の土地から又建設仮勘定までを合計した48億3,986万9,000円に、(2) 無形固定資産の合計470万2,000円を加え、固定資産合計を48億4,457万1,000円とするものであります。

2 流動資産は、(1) 現金預金から(3) 貯蔵品までを合計した流動資産合計が7億5,816万2,000円となり、資産合計は56億273万3,000円とするものであります。

次のページをお開き願います。

負債の部であります。3 固定負債は、(1) 企業債と(2) リース債務を合計し、15億7,502万4,000円とするものであります。

4 流動負債は、(1) 企業債から(5) 預り金までを合計し、1億6,508万6,000円とするものであります。

5 繰延収益は、長期前受金と長期前受金収益

化累計額を合計し、11億7,227万8,000円とするものであります。負債合計は29億1,238万8,000円とするものであります。

次に、資本の部であります。6 資本金は、(1) 自己資本金で合計を21億9,319万6,000円とするものであります。

7 剰余金の(1) 資本剰余金は、イ受贈財産評価額とロ国庫補助金を合計し595万3,000円とするものであります。

(2) 利益剰余金は、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までを合計し4億9,119万6,000円とし、剰余金合計を4億9,714万9,000円とするものであります。

資本合計は26億9,034万5,000円で、負債・資本合計は56億273万3,000円とするものであります。

なお、給与費明細書などのその他の説明書につきましては説明を省略させていただきますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

**○棚井裕一委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○棚井裕一委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、議第13号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○棚井裕一委員長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第13号令和3年度上山市水道事業会計予

算は、原案のとおり可決すべきものと決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第14号 令和3年度上山市下水道事業会計予算

○棚井裕一委員長 最後に、議第14号令和3年度上山市下水道事業会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第14号令和3年度上山市下水道事業会計予算について御説明申し上げますので、予算書の1ページをお開き願います。

総則、第1条、令和3年度上山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものです。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとするものであります。

第1号、計画人口2万2,470人、第2号、主な建設改良事業、污水管路布設工事等。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものです。

収入、第1款、下水道事業収益を10億4,700万円とするもので、内訳は、第1項営業収益6億677万3,000円、第2項営業外収益4億4,022万6,000円などであります。

支出、第1款下水道事業費用を10億3,400万円とするもので、内訳は、第1項営業費用9億5,114万5,000円、第2項営業外費用8,145万9,000円などであります。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,600万円は、過年度分損益勘定留保資金2,300万円及び当年度分損益勘定留保資金3億2,300万円で補填するものであります。

収入、第1款資本的収入は5億3,300万円とするもので、内訳は、第1項企業債3億1,690万円、第2項補助金1億6,240万円などであります。

支出、第1款資本的支出は8億7,900万円とするものであります。内訳は、第1項建設改良費4億8,457万4,000円、第2項企業債償還金3億9,309万6,000円などであります。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めるものであります。

次のページを御覧願います。

下水道事業子育て世帯補助金について、令和4年度から令和8年度の限度額を、令和4年1月から補助終了月までの間に支払う下水道使用料の2分の1相当額の累計額とするものであります。

排水設備等設置改造資金利子補給は、令和4年度から令和8年度の限度額を、融資総額1,000万円の融資残高に対し、基準日における長期プライムレートに0.2%を加えた利率以内の割合で計算した額とするものであります。

企業債、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものであります。

起債の目的は、公共下水道事業で、限度額を3億1,690万円とし、起債の方法は普通貸借又は証券発行で、利率は借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとするものであります。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は6億円と定めるものであります。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、営業費用と営業外費用の間とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬとするものであります。

第1号、職員給与費3,989万9,000円であります。

次は、実施計画であります。重複説明を避けるため実施計画明細書で御説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について御説明申

上げます。

1款下水道事業収益10億4,700万円は前年度対比3,200万円の増であります。

1項営業収益は6億677万3,000円で前年度対比168万6,000円の減であります。

1目下水道使用料4億9,654万円は、前年度対比1,325万円の減であります。下水道使用料を計上するものであります。

2目他会計負担金1億912万4,000円は、前年度対比1,246万4,000円の増であります。雨水処理経費の負担金を計上するものであります。

3目補助金110万円は、前年度対比90万円の減であります。社会資本整備総合交付金を計上するものであります。

4目その他営業収益9,000円は前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

2項営業外収益は4億4,022万6,000円で前年度対比3,368万5,000円の増であります。

1目受取利息及び配当金1,000円は前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

2目他会計負担金1億4,657万4,000円は、前年度対比2,566万5,000円の増であります。分流式下水道に係る負担金などを計上するものであります。

3目長期前受金戻入2億9,365万円は、前年度対比802万円の増であります。減価償却費などに係る戻入額を計上するものであります。

4目雑収益1,000円は前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

3項特別利益1目過年度損益修正益1,00

0円は、皆増で存目程度を計上するものであります。

18ページ、19ページをお開き願います。

支出について御説明申し上げます。

1款下水道事業費用10億3,400万円は前年度対比2,300万円の増であります。

1項営業費用は9億5,114万5,000円で前年度対比5,188万1,000円の増であります。

1目管渠費3,850万2,000円は前年度対比155万2,000円の増であります。管渠施設の修繕費、管理委託料などを計上するものであります。

2目処理場費2億3,131万5,000円は前年度対比2,510万3,000円の増であります。浄水センター指定管理料などを計上するものであります。

3目流域下水道管理費16万8,000円は前年度と同額で、維持管理負担金を計上するものであります。

4目総係費5,786万7,000円は前年度対比249万2,000円の減であります。業務に係る委託料や補助金などのほか、職員人件費を計上するものであります。

5目減価償却費6億2,029万3,000円は前年度対比2,471万8,000円の増であります。固定資産に係る減価償却費を計上するものであります。

6目資産減耗費300万円は皆増であります。固定資産に係る資産減耗費を計上するものであります。

2項営業外費用は8,145万9,000円で前年度対比2,592万8,000円の減であります。

1目支払利息7,694万9,000円は前

年度対比542万8,000円の減であります。企業債などの利息を計上するものであります。

20ページ、21ページをお開き願います。

2目消費税450万円は前年度対比2,050万円の減であります。消費税及び地方消費税を計上するものであります。

3目雑支出1万円は前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

3項特別損失1目過年度損益修正損1万円は、皆増で存目程度を計上するものであります。

4項1目予備費138万6,000円は前年度対比40万8,000円の増とするものであります。

22ページ、23ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款資本的収入5億3,300万円は前年度対比5億5,000万円の減であります。

1項企業債は1目下水道事業債3億1,690万円で前年度対比4億2,600万円の減であります。公共下水道事業債などを計上するものであります。

2項補助金は1目国庫補助金1億6,240万円で前年度対比1億2,250万円の減であります。社会資本整備総合交付金を計上するものであります。

3項負担金は5,370万円で前年度対比150万円の減であります。

1目受益者負担金650万円は前年度対比111万5,000円の減であります。受益者負担金を計上するものであります。

2目他会計負担金4,720万円は前年度対比38万5,000円の減であります。一般会計負担金を計上するものであります。

支出について御説明申し上げます。

1 款資本的支出 8 億 7, 9 0 0 万円は前年度対比 4 億 8 0 0 万円の減であります。

1 項建設改良費は 4 億 8, 4 5 7 万 4, 0 0 0 円で前年度対比 4 億 1, 4 6 1 万 5, 0 0 0 円の減であります。

1 目管渠建設改良費 3 億 9, 9 1 9 万 5, 0 0 0 円は前年度対比 2 億 6, 4 7 1 万 7, 0 0 0 円の減であります。設計業務委託料、管路整備工事費などを計上するものであります。

2 目処理場建設改良費 8, 3 6 0 万円は前年度対比 1 億 5, 0 8 0 万円の減であります。浄水センターに係る設計委託料や改修工事費などを計上するものであります。

3 目流域下水道建設費負担金 1 7 7 万 9, 0 0 0 円は前年度対比 9 0 万 2, 0 0 0 円の増であります。流域下水道事業の負担金を計上するものであります。

2 項企業債償還金 1 目企業債償還金 3 億 9, 3 0 9 万 6, 0 0 0 円は前年度対比 1, 0 0 7 万 9, 0 0 0 円の増であります。元金償還金を計上するものであります。

3 項 1 目予備費 1 3 3 万円は前年度対比 1 3 万 6, 0 0 0 円の増とするものであります。

次に、令和 3 年度上山市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について御説明申し上げますので、5 ページにお戻り願います。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益からその他流動資産等の増減額までの小計 3 億 8, 4 9 6 万 1, 0 0 0 円に利息及び配当金の受取額、利息の支払額を増減し、3 億 8 0 1 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出から一般会計からの負担金による収入までを合計し、マイナス 4

億 2, 8 5 2 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入と、建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出を増減し、1 億 3, 9 8 0 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

結果、資金増加額が 1, 9 2 9 万 3, 0 0 0 円となり、資金期首残高 1 億 5, 6 1 4 万 7, 0 0 0 円を加え、資金期末残高を 1 億 7, 5 4 4 万円とするものであります。

次に、令和 3 年度上山市下水道事業予定貸借対照表について御説明申し上げますので、1 0 ページをお開き願います。

初めに、資産の部であります。1 固定資産は、(1) 有形固定資産のイ土地からへ建設仮勘定までの合計 1 3 5 億 1, 6 2 5 万 3, 0 0 0 円に、(2) 無形固定資産のイ施設利用権とロソフトウェアの合計 5, 1 1 7 万 8, 0 0 0 円を加え、固定資産合計を 1 3 5 億 6, 7 4 3 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

2 流動資産は、(1) 現金預金から貸倒引当金までを合計し、流動資産合計を 2 億 1, 1 0 5 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

資産合計は 1 3 7 億 7, 8 4 8 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

1 1 ページをお開き願います。

負債の部であります。3 固定負債は、(1) 企業債で合計を 5 8 億 7, 8 6 8 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

4 流動負債は、(1) 企業債から(3) 引当金までを合計し、5 億 9, 3 3 4 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

5 繰延収益は、(1) 長期前受金と(2) 長期前受金収益化累計額を合計し、5 8 億 9, 2

33万9,000円とし、負債合計は123億6,436万5,000円とするものであります。

次に、資本の部であります。6資本金は、
(1) 自己資本金で合計を11億6,377万4,000円とするものであります。

7剰余金は、(1) 資本剰余金のイ受贈財産評価額からハ負担金等までを合計した2億3,544万3,000円に、(2) 利益剰余金の当年度未処分利益剰余金を合計し、1,490万3,000円とし、剰余金合計は2億5,034万6,000円とするものであります。

資本合計は14億1,412万円で、負債・資本合計は137億7,848万5,000円とするものであります。

なお、給与費明細書などのその他の説明書につきましては、説明を省略させていただきますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第14号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第14号令和3年度上山市下水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは、正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは、正副委員長に一任することに決しました。

閉 会

○棚井裕一委員長 これにて予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時49分 閉 会